

第 99 号

# お茶の水女子大学学报

昭和 59 年 7 月 1 日  
お茶の水女子大学庶務課

## 目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	3
学事	5
諸報	8
公開講座	8
お茶の水女子大学百年史刊行記念講演会に ついて	10
海外渡航	10
昭和59年度福利厚生事業について	10
大学プールの使用について	11
研修	12
計報	12
職員の住所等変更	12
職員の電話架設	12
日誌(抄)	12

## 関係法令

### 〔法律〕

○昭和42年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(法律第35号、5月22日官報)

### 〔政令〕

- 国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(政令第152号、5月22日官報)
- 文部省組織令(政令第227号、6月28日官報)
- 国立学校設置法施行令(政令第230号、6月28日官報)

### 〔規則〕

- 人事院規則(災害を受けた職員の福祉施設)の一部を改正する規則(人事院規則16-3、5月31日官報)
- 人事院規則(職員の任免)の一部を改正する規則

(人事院規則8-12、6月30日官報)

- 人事院規則(勤務評定の根本基準)の一部を改正する規則(人事院規則10-2、6月30日官報)
- 人事院規則(職員の災害補償)の一部を改正する規則(人事院規則16-0、6月30日官報)
- 人事院規則(災害を受けた職員の福祉施設)の一部を改正する規則(人事院規則16-3、6月30日官報)
- 人事院規則(職員団体のための職員の行為)の一部を改正する規則(人事院規則17-2、6月30日官報)

## 学内規程

○昭和59年お茶の水女子大学規則第3号  
お茶の水女子大学共用体育施設等管理運営規則を次のように定める。

昭和59年5月23日

お茶の水女子大学長 藤 卷 正 生

お茶の水女子大学共用体育施設等管理運営規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、お茶の水女子大学共用体育施設及び野外教育施設(以下「共用体育施設等」という。)の管理運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 共用体育施設等は、本学の学生、生徒、児童及び幼児の体育授業、校外教育及び課外活動並びに職員の研修、福利厚生等の用に供することを目的とする。

(共用体育施設等及びその管理部門)

第3条 共用体育施設等及びその管理を行う部門は、次に掲げるとおりとする。

	共用体育施設等	管理を行う部門
共用 体育 施設	大学運動場	事務局(会計課)
	大学水泳プール 弓道場	学生部(学生課)
	大学体育館 大学テニスコート	文教育学部

野 育 外 施 設 教 育	志賀高原体育運動場 館山野外教育施設	事務局（会計課）
---------------------------------	-----------------------	----------

（管理運営責任者）

第4条 共用体育施設等の管理運営の責任者は、前条に掲げる部局の長とする。

（運営委員会）

第5条 共用体育施設等の適切な管理運営を図るため、お茶の水女子大学共用体育施設等運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 共用体育施設等の管理運営の改善に関する事項
- 二 共用体育施設等の使用計画に関する事項
- 三 共用体育施設等の使用規程の制定、改廃に関する事項
- 四 その他管理運営上必要な事項

（組織）

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 学生部長
- 二 附属学校部長
- 三 文教育学部から選出された舞踊教育学科教官1人
- 四 会計課長
- 五 学生課長

2 前項第3号の委員は、学長が任命する。

（任期）

第8条 前条第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（委員長）

第9条 委員会に委員長を置き、第7条第1項第1号から第3号までに掲げる委員の互選によつて定める。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（事務）

第11条 委員会の事務は、学生課において処理する。

（その他）

第12条 共用体育施設等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

○昭和59年お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学水泳プール使用規程を次のように定める。

昭和59年5月23日

お茶の水女子大学長 藤 巻 正 生

お茶の水女子大学水泳プール使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、お茶の水女子大学共用体育施設等管理運営規則第12条の規定に基づき、お茶の水女子大学水泳プール（以下「プール」という。）の使用について、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 プールは、本学の学生及び生徒の体育授業及び課外活動並びに職員の福利厚生のために使用することを目的とする。

（使用者の範囲）

第3条 プールを使用することができる者は、本学の学生、生徒及び職員とする。ただし、特に認める場合には、本学の学生、生徒及び職員以外の者に使用させることができる。

（開設期間等）

第4条 プールの開設期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合には、これを変更することができる。

開設期間 7月から8月までのうちの指定する期間（日曜日を除く。）

使用時間 12時から18時まで

（使用手続）

第5条 プールを体育授業又は課外活動に使用する場合には、当該体育授業又は当該課外活動を担当する教官は、別に定める使用計画書を作成し、あらかじめ学生課に提出しなければならない。

2 プールを本学の主催する行事等に使用する場合には、当該行事等を担当する部局の長は、別に定める使用計画書を作成し、あらかじめ学生課に提出しなければならない。

3 前2項に定める場合を除き、本学の学生、生徒又は職員がプールを使用する場合には、学生証又は身分証明書を呈示し、プール使用簿に必要な事項を記載しなければならない。

4 本学の学生、生徒及び職員以外の者がプールを使用する場合には、別紙様式の使用願を使用予定日の7日前までに学生課に提出し、許可を得なければならない。

5 前項に掲げる者の使用については、この規程に定めるもののほか、お茶の水女子大学所属固有財産使用細則の定めるところによる。

（使用責任者）

第6条 プールを使用する場合には、次の各号に掲げ

る者を使用責任者とする。

一 前条第1項の場合

当該体育授業又は当該課外活動を担当する教官

二 同条第2項の場合

当該行事等を担当する部局の長

三 同条第3項の場合

学生課長

四 同条第4項の場合

本学に届け出て承認を受けた者

(監視員)

第7条 プールを使用する場合には、事故の発生を未然に防止するため、次の各号により監視員を置かなければならない。

一 第5条第1項の体育授業の場合

当該体育授業を担当する教官

二 同条第4項の場合

本学に届け出て承認を受けた者

三 その他の場合

本学が指定する者

2 監視員は、監視を行うに当たっては、別に定めるプール監視員の注意事項を厳守しなければならない。

(使用者の義務)

第8条 プールを使用する者は、この規程及び別に定めるプール使用上の注意事項を厳守しなければならない。

(使用許可の取消等)

第9条 学生部長は、プールを使用する者がこの規程及び別に定めるプール使用上の注意事項等に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させる。

(損害賠償)

第10条 プールを使用する者は、故意又は過失により設備、備品等を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、昭和59年6月1日から施行する。

○昭和59年度お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学教員停年規程を次のように定める。

昭和59年6月13日

お茶の水女子大学長 藤 巻 正 生  
お茶の水女子大学教員停年規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法第8条第2項の規定に基づき、本学専任の教授、助教授及び講師(以下「教員」という。)の停年について定める。

(退職の時期及び停年)

第2条 教員は、停年に達したときは、停年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

2 前項の停年は、年齢65年とする。

(準用)

第3条 前2条の規定は、助手に準用する。

附 則

1 この規程は、昭和60年3月31日から施行する。

2 お茶の水女子大学教授等停年に関する内規は廃止する。

○非常勤講師の委嘱について(申合せ)

(昭和59年6月13日  
評議会決定)

1 非常勤講師は、原則として満65歳を超えた者には委嘱しない。ただし、特別の必要があるときは、1か年以内で、週2時間以内の授業を委嘱することができる。

2 前項ただし書きの場合、当該学部教授会等の構成員の4分の3以上が出席し、その4分の3以上の同意を得なければならない。

3 委嘱を継続しようとするときは、その都度前項の手続きを経なければならない。

附 記

この申合せは、昭和59年6月13日から適用する。

# 人 事

## ◎人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(昇 任)			
59. 6. 1	文部教官(助教 教授 家政学部)	板倉 壽郎	教授(家政学部)に昇任させる
(転 任)			
59. 6. 1	文部事務官(庶務課)	松原 利生	一橋大学経理部主計課に転任させる
〃	文部事務官(会計課)	雨笠 均	東京大学庶務部庶務課に転任させる
(辞 職)			
59. 6. 30	文部教官(附属高等学校教諭)	岡東 弥彦	辞職を承認する
(臨時的任用)			
59. 6. 28	文部教官(附属高等学校教諭)	内田 静江	昭和59年6月27日限り任期満了により退職した

## ◎学内委員

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
59. 5. 1	教 授	浅見千鶴子	所員(お茶の水女子大学保健管理セ

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
			ンター)に併任する併任の期間は昭和60年3月31日までとする
59. 6. 16	〃	輿水はる海	共用体育施設等運営委員会委員を命ずる 任期は昭和61年6月15日までとする

## ◎非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
59. 5. 1		藤山 和子	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
59. 5. 8		小宮山 みのり	講師(附属小学校)に採用する 任期は昭和59年6月12日までとする
59. 5. 16		高橋 均	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年9月30日までとする
59. 6. 1		岡 しげみ	講師(附属中学校)に採用する 任期は昭和59年7月31日までとする
〃		〃	講師(附属高等学校)に採用する 任期は昭和59年7月31日までとする
(併任)			
59. 6. 1	文部教官(附属中学校教諭)	酒井 綾子	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和59年9月30日までとする
59. 6. 16	文部教官(国立遺伝学研究所教授)	丸山 毅夫	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和59年7月31日までとする

## ◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
59. 5. 1		村上 早苗	臨時用務員(学生課)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
〃		藤山 恭子	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
〃		荒井 由美	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
59. 5. 1		加藤三由紀	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
〃		藤崎真知代	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
〃		一柳 智子	〃
〃		佐藤 節子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年9月30日までとする
〃		金子 省子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
〃		片岡 知子	〃
〃		鈴木恵美子	〃
〃		飯田かおる	〃
〃		麻生田 桜	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和59年7月31日までとする
59. 5. 16		田中栄美子	事務補佐員(女性文化資料館)に採用する 任期は昭和59年9月29日までとする
〃		横山 祥子	教務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
59. 6. 16		中山 成子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
(任用更新)			
59. 6. 1	事務補佐員(学生課)	森田 朋子	任用を更新する 任期は昭和60年3月31日までとする
(辞職)			
59. 5. 31	教務補佐員(家政学部)	大塚 恵	辞職を承認する
59. 6. 9	教務補佐員(家政学部)	森下みさ子	〃
59. 6. 30	事務補佐員(会計課)	梶本 祐子	〃
〃	事務補佐員(学生課)	森田 朋子	〃

# 学 事

## ○昭和60年度お茶の水女子大学大学院理学研究科修士課程学生募集要項

### 1. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者及び昭和60年3月卒業見込の者
- (2) 文部大臣の指定した者
- (3) 外国の大学を卒業した者
- (4) 本学の大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

### 2. 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、学力検査(筆記試験・口述試験)、調査書等を総合して決定する。
- (2) 外国人学生の選抜は、本学大学院外国人学生規程による。

### 3. 募集人員及び学力検査

専攻名	募集人員	試験日時	試験科目	専攻名	募集人員	試験日時	試験科目
数 学	10 名	9月13日(木) 9:20~10:50	一般・基礎教育科目 (微積分・代数と幾何・ 位相空間) 外国語(英・独・仏・ 露のうちから2カ国語 を選択) 専門科目(数学) 口述試験	化 学	10 名	9月12日(水) 10:30~12:00	一般・基礎教育科目 ※ (化学及び「物理学又 は生物学」) 専門科目(化学)
		13:00~16:00					
		9月13日(木) 10:00~12:00				外国語(英・独・仏・ 露のうちから2カ国語 を選択) 口述試験	
		13:30~15:30 16:30~					
物理学	10 名	9月13日(木) 9:20~10:50	一般・基礎教育科目 (物理学) 外国語(英・独・仏・ 露のうちから2カ国語 を選択) 専門科目(物理学) 口述試験	生物学	10 名	9月13日(木) 10:00~12:00	外国語(英・独・仏・ 露のうちから2カ国語 を選択) 専門科目(生物学) 口述試験
		13:00~16:00					
		13:30~15:30 16:30~				外国語(英・独・仏・ 露のうちから2カ国語 を選択) 口述試験	
		16:30~					

※物理学又は生物学のうち1科目を選択すること。

ただし、志望区分「化A」「化F」志望者は第1志望、第2志望を問わず「物理学」を選択すること。

### 4. 出願期間

昭和59年8月30日(木)から9月6日(木)まで。

郵送する場合は、必ず書留として「大学院入学願書」と朱書き、9月6日(木)までに必着のこと。

### 5. 出願手続

#### (1) 願書受付

ア 場所 お茶の水女子大学理学部事務部

〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号

電話：東京(03)943-3151(大代表)

- イ 時間 平日は午前9時から午後3時まで  
土曜日は午前9時から11時30分まで

(2) 提出書類等

- ア 志願者名票、受験票及び履歴書(本学所定の用紙)
- イ 卒業(又は見込)証明書
- ウ 健康診断書(本学所定の用紙)
- エ 調査書(本学所定の用紙)
- オ 検定料 16,000円 現金又は郵便為替
- カ 受験承諾書 在職者及び他の大学の大学院在籍者は、所属長の承諾書を提出すること。  
(様式随意)
- キ 返信用封筒 郵送の場合に限り、あて先を明記して、60円切手をはった定形郵便物封筒を同封する。

6. 合格者の発表

- (1) 9月20日(木)正午の予定。理学部1号館内公示板に掲示するとともに、合格通知書を送付する。
- (2) 入学手続関係書類は、昭和60年3月中旬に送付する。

7. 修了の条件及び学費

- (1) 修業年限は2年以上とする。
- (2) 総計30単位以上修得すること。
- (3) 課程の修了には前2項のほか、学位論文を提出して最終試験に合格することを必要とする。
- (4) 入学科 120,000円、授業料 年額 252,000円

8. その他

- (1) 出願後、書類の変更や検定料の払い戻しは行わない。
- (2) 出願書類等の請求は、あて先を明記し、70円切手をはった定形郵便物封筒(23.5cm×12cm)を同封すること。
- (3) 出願に関する問い合わせは、往復はがきによるか、返信用封筒(切手貼付)を同封し、必ず返信先を明記すること。

9. 第2次募集 実施の有無については合格発表の日に公示する。

○昭和60年度お茶の水女子大学大学院家政学研究所(修士課程)

学 生 募 集 要 項

1. 専攻名及び募集人員

専 攻 名	募 集 人 員
児 童 学 専 攻	8
食 物 学 専 攻	10
被 服 学 専 攻	8
家 庭 経 営 学 専 攻	6

## 2. 修業年限 2年

## 3. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者（昭和60年3月卒業見込みの者を含む。）  
 (2) 本学の大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

## 4. 選考方法 入学者の選考は、筆記試験、口述試験及び調査書を総合して決定する。

## 5. 出願手続

- (1) 入学願書・写真票及び受験票 用紙は本学で交付  
 (2) 卒業証明書又は卒業見込証明書  
 (3) 推薦書 指導教官又は主任教官等により作成されたもの(形式随意、用紙はB5版縦長横書とする。)  
 (4) 調査書 用紙は本学で交付  
 (5) 健康診断証明書 用紙は本学で交付  
 (6) 写真 正面上半身の名刺型で出願前3か月以内に撮影したもの(本学から交付する写真票及び受験票に貼付)  
 (7) 受験許可書 在職中のものは所属長の許可書を添えること。

前記書類を一括し、入学検定料を添えて所定の期日までに本学に提出すること。

郵送の場合は、必ず書留郵便(メ切日の消印有効)とし「大学院家政学研究科入学願書在中」と朱書すること。

検定料(16,000円)は郵便為替とし、受取人欄に「お茶の水女子大学」とだけ記入して同封すること。また、返信用封筒(あて先を表記し60円切手を貼付)を同封すること。

## 6. 出願期間・選考期日・願書受付場所

専攻名	第1次募集		第2次募集		備考
	出願期間	選考期日	出願期間	選考期日	
児童学専攻	昭和59年9月18日(火)	昭和59年 10月11日(木)	昭和60年1月16日(水)	昭和60年 2月1日(金)	各専攻で第1次募集の合格者が定員に満たない場合には第2次募集を行うことがある。
食物学専攻	昭和59年9月18日(火)		昭和60年1月16日(水)		
被服学専攻 家庭経営学専攻	昭和59年9月25日(火)	昭和60年1月22日(火)			

- (1) 受付時間 平日 午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分  
 土曜日 午前9時～午前11時30分

- (2) 受付場所 〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号 電話(03)943-3151(大代表)  
 本学家政学部事務部  
 (都バス大塚2丁目又は地下鉄茗荷谷・地下鉄護国寺下車)

## 7. 日時割及び試験場所

- (1) 筆記試験・口述試験

専攻名	筆記試験			口述試験 16:10～
	外国語 9:30～11:00	外国語 11:15～12:00	専門科目 13:00～16:00	
児童学専攻		児(第一以外の外国語で外国語科目に入っているもの)	(1)児童学(発達・保健・臨床・福祉・保育) (2)論文	口述試験は専攻(学士論文のあるものは学
食物学専攻			(1)一般化学 (2)栄養学・食品学・食品貯蔵学・調理学	

専攻名		筆記試験		口述試験 16:10~
		外国語 9:30~11:00	専門科目 11:15~12:00 13:00~16:00	
被服学 専攻	被服科学を主とするもの	第一外国語 (英・独・仏の内一)	第二外国語	士論文を含む。)について行う。
	被服美学・被服構成学を主とするもの		食・被・家経 (英・独・仏の内第一以外のもの)	
家庭経営学専攻			(1)一般化学(無機・有機・物理化学) (2)被服材料学(繊維化学を含む)・被服整理学(染色化学を含む) (3)論文 (1)服飾美学(服飾史を含む)・被服構成学のいずれか1科目 (2)論文 (1)家政学原論・家庭経済学・家族関係学 (2)論文	

イ. 第二外国語の内容は専門に関連するもので受験に際しては辞書を携行して差支えない。

ロ. 家庭経営学専攻志願者は、①大学院入学後の研究計画及び②卒業研究要旨又はこれにかわるものを各1,000字以内にまとめて当日持参すること。

ハ. 被服学専攻志願者のみ、選択科目名を入学願書及び写真票を記入すること。

(2) 試験場所 お茶の水女子大学(東京都文京区大塚2丁目1番1号)

8. 検定料・入学料及び授業料 検定料 16,000円 入学料 120,000円 授業料(年間) 252,000円

### 9. 合格者発表

第1次募集で合格した者には昭和59年10月18日(木)、第2次募集を行った場合は昭和60年2月7日(木)頃本人に通知するとともに学内にその氏名を掲示する。

### 10. 健康診断

健康診断は健康診断書による。この診断書による検査の結果、本学において更に必要を認めた者に対しては診断を行う。

### 11. 注意事項

(1) 出願書類等の請求又は照会のあて先はすべて本学「家政学部事務部」とし返信用封筒(あて先を表記し70円切手を貼付)を同封すること。

(2) 出願手続後の書類変更や検定料の払いもどしはできない。

(3) 第2次募集実施の有無は第1次合格発表と同時に発表する。

## 諸 報

### ○昭和59年度お茶の水女子大学公開講座募集要項

1. 講座名 「あそび」

2. 講座のねらい

人間は、「ホモ・ルーデンス」すなわち遊ぶ存在であるといわれてきた。かつて、「あそび」は、日常性の外に位置して限られた時空に生起し、日常性の活性化に機能するものととえられてきた。しかし、近代社会において、この関係は大幅な変貌を余儀なくされ、先人の定義した「あそび」と日常性の間に、あいまいで広大な

境界領域が出現している。こうした現状をふまえて、多角的な視点から「あそび」を問い直すことが本講座のねらいである。

### 3. 日程及び学習内容

前半：午後1：30～3：00 後半：午後3：10～4：40

実施日時	学習課題	学習方法	講師名
9月8日(土) 午後1：30～4：40	あそび	挨拶	お茶の水女子大学長 藤巻正生
		講義	家政学部教授 本田和子
9月22日(土) 午後1：30～4：40	認識と遊び	〃	文教育学部助教授 須賀哲夫
	ホモ・ルーデンス	〃	家政学部教授 小倉志祥
9月29日(土) 午後1：30～4：40	食物の成分における「あそび」	〃	家政学部助教授 倉田忠男
	あそびと人間	〃	文教育学部教授 尾田幸雄
10月6日(土) 午後1：30～4：40	折り紙や封筒で立体感覚を学ぶ	〃	理学部助教授 細矢治夫
	あそびと舞踊	〃	文教育学部助教授 石黒節子
10月13日(土) 午後1：30～4：40	自然の法則について、(ガリレイへの道)	〃	理学部教授 福田博
	日本文学とあそび	〃	文教育学部教授 堤精二
10月20日(土) 午後1：30～4：40	中国のこぼのあそび	〃	文教育学部教授 佐藤保
	都市の中の“あそび”の空間	〃	文教育学部教授 井内昇
10月27日(土) 午後1：30～4：40	服飾の中のあそび	〃	家政学部助教授 小池三枝
	無駄な遺伝子	〃	理学部教授 新関滋也
	数学はあそびである	〃	理学部教授 林田侃

4. 受講資格 社会人を対象とし、学歴、資格、性別を問いません。
5. 募集人員 250名
6. 受講料 3,500円
7. 会場 お茶の水女子大学 一般教育2号館(ただし、10月6日は大学講堂)
8. 申込方法 受講申込書並びに受講料を添えて、本学学生部公開講座担当掛にお申し込みください。(電話・郵送による申込みはご遠慮ください。)  
ただし、人数に制限がありますので、先着順で満員になり次第締切ります。
9. 受付期間 昭和59年8月20日(月)～昭和59年8月24日(金)10時～12時、13時～15時
10. 修了証書 全講義中5日以上出席された方に差し上げます。

## ○お茶の水女子大学百年史刊行記念講演会について

百年史の刊行を機会に、開学記念事業として「百年史刊行記念講演会」が次のとおり開催されました。

日 時	昭和59年5月31日(木)	
	午後1時10分～5時	
会 場	大学講堂	
司 会		青木文教育学部教授
挨 拶		藤巻学長
講 演	東京女高師からお茶の水女子大学へ	林太郎名誉教授
〃	母校在職卅年を顧る	松元文子名誉教授
〃	スライドによるお茶の水女子大学百年史	中村英勝名誉教授
〃	日本の近代史の中の女たち	田中澄江氏(東京女高師昭7卒・作家)
閉会の辞		堤附属図書館長

なお、引き続き「百年史刊行記念講演会」が大学院人間文化研究科棟大会議室において行われ、盛会裡に終了しました。

## ○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡航種別
文教育学部 教 授	中山 時子	中華人民共和国	第二次老舎研究大会出席	59. 4.25～ 59. 5. 6	研 修
文教育学部 教 授	徳丸吉彦	ドイツ民主共和国 オランダ王国 フランス共和国 連合王国	学会(口頭音楽伝承への歴史的 的研究)出席、講演および資 料収集	59. 4.15～ 59. 5. 7	〃
家政学部 助 教 授	袖井孝子	大韓民国	老人問題についての調査研究	59. 4.28～ 59. 5. 7	〃
文教育学部 講 師	西尾道子	連合王国	第10回主要国首脳会議 通訳業務	59. 6. 6～ 59. 6.13	出 張

## ○昭和59年度職員福利厚生事業について

今年度の職員福利厚生事業が昭和59年6月14日のレクリエーション運営委員会で、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。なお、実施に当たってはその都度通知します。

記

## ○健康管理

実施時期	実 施 内 容	対 象 者	実 施 場 所
3、9月	特別定期健康診断	タイピスト、守衛、自動車運転手	保健管理センター
10、11月	一般定期健康診断	全職員。ただし、人間ドック受診者等を除く。	〃
11 月	肝臓機能検査	40才以上の常勤職員。ただし、人間ドック受診者等を除く。	〃
11 月	胃の検査(一次)	〃	保健管理センター前 医療機関所有集団検診車
1 月	胃の検査(二次)	一次検診の結果要精密と判定された者及び前年度二次検診の結果経過観察と判定された者。ただし、人間ドック受診者等を除く。	一次に実施した医療機関
11、12月	遠隔地勤務者の健康診断	志賀及び館山に勤務する職員	長野県中野保健所 千葉県館山保健所

## ○レクリエーション

実施時期	実施内容	実施人数	実施場所
7月	ボーリング大会	15チーム×3人	都内ボーリング場
8月	映画鑑賞	50人	都内映画館
9月	硬式庭球大会	6チーム×6人	大学テニスコート
9月	大相撲観戦	40人	蔵前国技館
10月	軟式庭球大会	6チーム×6人	大学テニスコート
11月	ソフトボール大会	4チーム×30人	大学グラウンド
12月	卓球大会	6チーム×6人	大学体育館
12月	映画鑑賞	50人	都内映画館
12月	観劇	50人	池袋サンシャイン劇場
12月～1月	演芸観賞(落語等)	60人	鈴本演芸場
1月	大相撲観戦	30人	蔵前国技館

注) 参加者が少ない時は中止することがある。

## ○大学プールの使用について

学生・生徒及び職員が、大学プールを使用できる期間等について、お茶の水女子大学共用体育施設等運営委員会(6月20日開催)で、下記のとおり決定されました。

記

1. 期間 昭和59年7月21日(土)～8月18日(土)(ただし、日曜日を除く)
2. 時間 12時～18時

プール使用上の法意

本学の水泳用プール(以下「プール」という。)を使用する者は、下記の事項を厳守するものとする。

記

1. 本学の学生・生徒及び教職員は、プールを利用する際に監視員に学生証・許可証又は身分証明書を呈示すること。
2. 本学の学生・生徒及び教職員以外の者がプールを利用しようとする場合は、必ず会計課の許可を受け、その発行する許可証を携帯し、監視員に呈示すること。
3. 監視員のいないときは、水泳を禁止する。
4. 次に該当する者は、水泳を禁止する。  
伝染性患者、身体虚弱者、急性患者、慢性患者その他健康上及び衛生上問題のある者。
5. 土足での入場を禁止する。
6. 水泳をする前には、必ずシャワーで身体をよく洗い、準備運動を入念に行うこと。
7. プール施設の物品等は、大切に取扱い、損傷した場合は、ただちに監視員に申し出ること。
8. 初心者は、浅い所で泳ぐこと。
9. 潜水泳法は、禁止する。
10. 飛び込み台の使用は、原則として禁止する。  
ただし、監視員の許可を受けた場合はこの限りでない。
11. プール内は、常に清潔に留意し、非衛生的なもの、又は危険なものを持ち込まないこと。
12. プールサイドにおける飲食・喫煙等は、禁止する。
13. その他監視員の指示には、ただちに従うこと。指示に従わない者は、退場を命じその後の使用を禁止する

ことがある。

- 14. 水泳中の事故防止については、おたがいに十分注意し、万一事故を発見した場合は、ただちに監視員に連絡すること。
- 15. プールの使用時間は、12時から18時までとする。  
ただし、授業・講習会等のため使用している場合は原則として利用することができない。  
(昭和58年10月26日改正)

○研 修

名 称	実施期日	対 象 者	修 了 者	主 催
昭和59年度関東C地区国立学校事務電算化初級コース職員研修	昭和59年5月21日～25日	係長以下の職にある者で各国立学校から推薦され、主催校が受講を認めた者	厚生課厚生係就 職主任 菊池政樹	東京工業大学
	昭和59年5月28日～6月1日		家政学部学務係 岩田光夫 庶務課庶務係 藤野義広 理学部学務係 内田高詩	

○職員の住所等変更

の意を表します。

なお、生前の功績により、正四位に叙せられ勲三等旭日中綬章が授与されました。

日 誌 (抄)

- 5月7日(月) 入学者選抜方法研究委員会
- 9日(水) 教務関係検討会
- 10日(木) 国立7大学理学部長会議(10日・11日：於岡山大学)、昭和59年度大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会(於イイノホール)
- 11日(金) 教育実習検討会、附属学校委員会(持ち回り)
- 14日(月) 名誉教授称号授与式及び懇談会、教務委員会
- 15日(火) 評議会、部局長会議、女性文化資料館研究会、第4回大学入学者選抜研究連絡協議会関東甲信越地区協議会(於電気通信大学)
- 16日(水) 各研究科委員会、各学部教授会
- 17日(木) 一般教育委員会
- 18日(金) 事務連絡会議
- 22日(火) 部局長会議、留学生顧問教官会議、昭和59年度構造設計指針等説明会(22日・23日：於本学講堂)
- 23日(水) 評議会、附属学校委員会(持ち回り)、附属学校教育研究委員会、昭和59年度文部省共済組合同全国主管課長会議(於東京青山会館)
- 24日(木) 学生委員会、学寮委員会・協議会、

○職員の電話架設

○計 報

坂上治郎名誉教授

名誉教授坂上治郎氏にはすい臓がんのため昭和59年5月31日逝去されました。享年73才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、生前の功績により、従三位に叙せられました。

志田 麓元教授

元教授志田麓には前立腺がんのため昭和59年6月9日逝去されました。享年70才、ここに謹んで哀悼

	昭和59年度国立学校等経理部課長会議 (24日・25日：於東京医科歯科大学)	6月22日 (金)	国立大学協会事務連絡会議 (於国立教育会館)、昭和59年度国立大学一般教育担当部局協議会 (22日・23日：於三重県教育文化会館)
5月25日 (金)	教育実習説明会	25日 (月)	入学者選抜方法研究委員会
	生活環境研究センター運営委員会	26日 (火)	第18回東京地区国公立大学厚生補導職員研修会 (26日～29日：於東京大学検見川総合運動場)
28日 (月)	昭和59年度国立大学学生部次長、課長、国立高等専門学校学生課長会議 (於東京医科歯科大学)	27日 (水)	大学院人間文化研究科会議、附属学校委員会、附属学校教育研究委員会、昭和59年度第2次学生定期健康診断
30日 (水)	大学院人間文化研究科会議、入学者選抜方法研究委員会、定例学生大会、昭和59年度国立大学附属図書館事務部課長会議 (於東京医科歯科大学)	28日 (木)	国立大学入学主幹連絡協議会 (28日・29日：於熊本大学)
31日 (木)	開学記念事業「百年史刊行記念講演会」、「百年史刊行記念懇談会」	29日 (金)	家政学部長会 (於東京家政学院大学)
6月1日 (金)	R I 実験室運営委員会、極低温実験室運営委員会		
5日 (火)	部局長会議、予算委員会、国立大学入学者選抜研究連絡協議会 (5日～7日：於愛知県産業会館)		
6日 (水)	各研究科委員会、各学部教授会、昭和59年度学生定期健康診断 (6日～8日)		
7日 (木)	附属図書館運営委員会		
8日 (金)	施設計画委員会		
9日 (土)	一般教育学会第6回大会 (9日・10日：於岩手大学人文社会科学部)		
11日 (月)	学寮委員会・協議会、国立大学施設担当部課長会議 (11日・12日：於東京医科歯科大学)		
12日 (火)	部局長会議、女性文化資料館運営委員会		
13日 (水)	評議会、昭和60年度教育実習説明会、教務委員会		
14日 (木)	事務連絡会議、事務改善研究委員会、レクリエーション運営委員会、第31回国立大学図書館協議会総会 (14日・15日：於愛媛大学)		
15日 (金)	入試委員会、日本育英会奨学金選考委員会、電子計算機室運営委員会		
18日 (月)	公開講座委員会		
19日 (火)	国立大学協会総会 (19日・20日：於国立教育会館)		
20日 (水)	女性文化資料館研究会、昭和59年度前期授業料免除選考委員会、文部省共済組合運営審議会 (於箱根「静雲荘」)		
21日 (木)	国立大学長会議 (於国立教育会館)		